

事 務 連 絡
平成24年6月18日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校に設置している遊具の安全確保について

平成24年5月1日（火）に、広域公園で遊んでいた9歳男児が、大型複合遊具の丸太橋（ネット付の丸太の遊具）で遊んでいたところ、前方から他の子どもが来たため、避けようとしてバランスを崩し、側面のネットの間から地面に落下し、左腕を骨折する事故が、また、平成24年5月26日（土）に、近隣公園で遊んでいた3歳女児が、複合遊具のすべり台の踊り場で遊んでいたところ、地面に落下し、頭蓋骨と右手首にひびを負う事故が発生し、別紙のとおり、国土交通省から各都道府県及び政令指定都市都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されましたので、参考のため送付します。

学校に設置している遊具については、従来より、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別添1及び別添2を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課にあつては域内の市町村教育委員会に対し都道府県私立学校主管課にあつては貴管下の私立学校を設置する学校法人に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係
T e l 03-5253-4111（内線2917）

事務連絡
平成24年6月6日

各都道府県及び政令指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 企画専門官

公園施設の安全管理の強化について

平成24年5月1日（火）に、広域公園で遊んでいた9歳男児が、大型複合遊具の丸太橋（ネット付の丸太の遊具）で遊んでいたところ、前方から他の子どもが来たため、避けようとしてバランスを崩し、側面のネットの間から地面に落下し、左腕を骨折する事故が発生したので、別添1のとおりお知らせする。

また、平成24年5月26日（土）に、近隣公園で遊んでいた3歳女児が、複合遊具のすべり台の踊り場で遊んでいたところ、地面に落下し、頭蓋骨と右手首にひびを負う事故が発生したので、別添2のとおりお知らせする。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（以下、「指針」という）では「4-1（4）遊具の構造」において、落下対策として、「落下防止柵の高さは、子どもの体格に応じて不注意に転落することのない高さとするとともに、上に立ち上がる、座る、登る、くぐり抜けたりすることができないようにする」こととしているところである。

都市公園の安全管理にあたっては、平成20年8月に、遊具の老朽化対策及び点検体制の強化を図る観点から「指針」の改定を行い、公園管理者に通知したところである。貴職におかれては、「指針」の内容を踏まえ、今後も日常点検等の確実な実施による公園施設の安全対策に万全を期し、類似事故の再発防止に努められたい。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されたい。

【事故の概要】

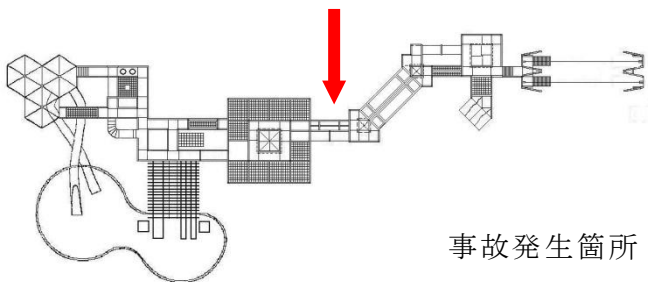
■ 発生日時 平成 24 年 5 月 1 日（火）

■ 発生場所 人口約 80 万人の都市

■ 発生公園 広域公園

- 状況
- ・公園で遊んでいた 9 歳男児が、大型複合遊具の丸太橋（ネット付の丸太の遊具）で遊んでいたところ、前方より他の子どもが来たため、避けようとしてバランスを崩し、側面ネットの開口部（開口部の大きさ：縦 500mm×横 300mm）から地面に落下し、左腕を骨折した。なお、側面ネットの開口部の地上高さは、3,070mm。
 - ・当該遊具は平成 2 年 3 月に設置されたもので、昨年度定期点検実施済み。
 - ・なお、「遊具の安全に関する規準（J P F A - S : 2 0 0 8）」では「落下防止柵の開口部は幼児の胴体を通り抜けない構造とする」「落下高さは、（～省略～）最大値を、児童用では 3,000mm とする」とされている。
 - ・応急処置として、対応策が完了するまで当該箇所を通行止めとし、対応策については現在メーカーに検討依頼中。
 - ・本格的な措置として、大型複合遊具の更新も検討している。

■ 事故関連写真等



H=3,070mm



側面ネットの開口部から地面に落下

【事故の概要】

■発生日時 平成 24 年 5 月 26 日（土）

■発生場所 人口 10 万人未満の都市

■発生公園 近隣公園

- 状況
- ・母親と公園に遊びに来ていた 3 歳女兒が、複合遊具（対象年齢 6 歳以上 ※表示なし）のすべり台の踊り場（地上高 2,600mm）で遊んでいたところ、母親が目を離した際に地面に落下し、頭蓋骨と右手首にひびを負った。
 - ・当該遊具は平成 9 年 3 月に設置されたもので、昨年度定期点検実施済み。
 - ・なお、「遊具の安全に関する規準（J P F A - S : 2 0 0 8）」では、すべり台の側壁について「落下高さが 2,000mm を超える場合は、側壁とは別に落下防止対策を講じなければならない」とされている。
 - ・応急処置として対象年齢の表示をし、本格的な措置として、すべり台の地上高 2 m 以上の箇所には柵の設置を検討している。

■事故関連写真等



事故発生箇所

H=2,600mm

踊り場から、落下したと思われるが、詳細は不明

